

【モデックLコーポレートカード会員規約】新旧対照表

旧	新
<p>第1条 会員</p> <p>1. 会員とは、本規約を承認のうえ、モデルクレジット株式会社（以下、「当社」という。）に当社所定の「モデック エルビジネスカード」（以下、「カード」という。）申込書により入会を申込み、当社が与信審査を行い、入会を認めた者をいい、当社が所定の手続きを完了した時に契約は成立するものとします。なお、契約日は、当社から会員に対して、別途通知されるものとします。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第1条 会員</p> <p>1. 会員とは、<u>モデックLコーポレートカード会員規約（以下、「本規約」という。）</u>を承認のうえ、モデルクレジット株式会社（以下、「当社」という。）に当社所定の「モデックLコーポレートカード」（以下、「カード」という。）申込書により入会を申込み、当社が与信審査を行い、入会を認めた法人団体（以下、「法人（代表者または実質的に経営を支配する者を含む）」という。）をいい、当社が所定の手続きを完了した時に契約は成立するものとします。なお、契約日は、当社から会員に対して、別途通知されるものとします。</p> <p>2. (略)</p>
<p>第6条 融資要領</p> <p>1. 借入方法</p> <p>(1) 会員は利用可能枠の範囲内で繰り返し借入れることができるものとします（以下本規約に基づく借入れを「本ローン」という。）。但し、借入れの金額は1万円単位とします。</p> <p>(2) 会員は、<u>カードを使用して当社と提携する会社または金融機関（以下、「提携先」という。）の現金自動預払機（以下、「ATM」という。）にて所定の操作・手続きにより借入れをすることができるものとします。但し、ATMによっては、1回払い、またはリボルビング払いのいずれかに限定されることがあるものとします。</u></p> <p>(3) 会員は、当社から振込みにて借入をする場合、次の事項を承認するものとします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 返済方式</p> <p>返済の方式は、翌月1回払いとリボルビング払いとするものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第6条 融資要領</p> <p>1. 借入方法</p> <p>(1) 会員は、<u>当社の定める利用可能枠の範囲内で、1万円単位で繰り返し借入れることができるものとします（以下、本規約に基づく借入れを「本ローン」という。）。</u></p> <p>(2) 会員は、<u>当社が</u>提携する会社または金融機関（以下、「提携先」という。）の現金自動預払機（以下、「ATM」という。）に<u>カードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等</u>所定の操作・手続きにより借入れをすることができるものとします。但し、ATMによっては、1回払い、またはリボルビング払いのいずれかに限定されることがあるものとします。</p> <p>(3) 会員は、<u>電話で暗証番号等を当社へ連絡し、当社から振込みにて借入れ（テレフォンキャッシング）</u>をする場合、次の事項を承認するものとします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 返済方式</p> <p>返済の方式は、翌月1回払いとリボルビング払い（<u>残高スライド元金定額リボルビング方式</u>）とするものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

利用残高	毎月の返済額		ご利用 残高	元金お 支払額	お利息	合計
	返済元金					
～100万円以下	10,000円	+利息	(略)	(略)	$\frac{\text{ご利用残高} \times \text{当社所定の利率} \times \text{日数}}{\div 365}$	10,000円+お利息
100万円超～200万円以下	20,000円		20,000円+お利息			
200万円超～300万円以下	30,000円		30,000円+お利息			
300万円超～400万円以下	40,000円		40,000円+お利息			
400万円超～500万円以下	50,000円		50,000円+お利息			
4. (略)			4. (略)			
5. 利率および利息の計算			5. 利率および利息の計算			
(1)～(2) (略)			(1)～(2) (略)			
(3) (新設)			<u>(3)ご利用後第1回支払金はご利用日から初回支払日までの日数の利息を支払うものとします。第2回以降の支払金は支払月前月の支払日の翌日から支払月当月の支払日までの日数の利息を支払うものとします。</u>			
6. ～9. (略)			6. ～9. (略)			
第9条 一定期間におけるご融資に関する明細書の交付			第9条 一定期間におけるご融資に関する明細書の交付			
当社は、貸金業法第17条・・・(以下略)			当社は、貸金業法第17条・・・(以下略)			
<u>(追加)</u>			<u>なお、会員は、会員自らが当該書面の再発行の申出をした場合は、当社所定の再発行手数料を負担するものとします。</u>			
第10条 ご利用代金明細書・残高承認			第10条 ご利用代金明細書・残高承認			
1. ～2. (略)			1. ～2. (略)			
3. (新設)			<u>3. 会員は、会員自らが当該書面の再発行の申出をした場合は、当社所定の再発行手数料を負担するものとします。</u>			
第14条 充当順位			第14条 充当順位			
1.～2. (略)			1.～2. (略)			
3. (新設)			<u>3.会員は、本ローンが複数ある場合、ご利用年月日にかかわらず、キャッシングキャンペーン等のご利用分から優先して入金充当となることに同意するものとします。</u>			
第30条 取引時確認			第30条 取引時確認			
1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認(本人特定事項(氏名・住居・生年月日)、取引目的および職業等の確認)の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会を断ることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあるものとします。			1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認(本人特定事項(名称・本店または主たる事務所の所在地および取引の任に当たっている者の氏名・住居・生年月日)、取引目的、職業または事業の内容、実質的支配者の確認)の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会を断ることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは			

2. (略)

一部の利用を停止することがあるものとします。

2. (略)